

## はじめに

内閣府中央防災会議において、今後大地震の発生確率が高いと想定されている首都直下地震や東海、東南海・南海地震等における被害の規模や範囲など、各種の被害想定をもとに地震防災戦略が検討されている。

急傾斜地崩壊対策は、これまでは降雨によるがけ崩れ対策を主として施設整備が進められ、地震で発生する崩壊の発生危険度については特に考慮されてこなかった。兵庫県南部地震や新潟県中越地震では多数のがけ崩れが発生し、その特徴が明らかとなりつつあり、今後は積極的に地震に対する予防対策が必要となる。

国土交通省国土技術政策総合研究所では、兵庫県南部地震による斜面崩壊分布に関するデータを解析し、実際に発生した地震と斜面崩壊の関係から、斜面の勾配、斜面の曲率と地震動の加速度を説明変数として、地震による斜面崩壊の相対的な発生危険度を評価する手法を開発した（地震による斜面崩壊危険度評価手法に関する研究、国総研資料第 204 号）。この手法は面的な数値地形データ（DEM）から地震による斜面崩壊危険度を広範囲に評価するものである。

今回提供する「地震時の急傾斜地崩壊危険箇所危険度評価マニュアル（案）（個別箇所における危険度評価手法）に関する研究」は、上記と評価の手法は同じであるが、急傾斜地崩壊危険箇所の範囲の図面等による地形データを用いて危険度を評価する手法で、将来発生すると予測されている規模の地震によって引き起こされる斜面崩壊危険度を急傾斜地崩壊危険箇所毎に評価することが可能である。具体的には、地震による崩壊危険度の評価は、急傾斜地崩壊危険箇所の範囲における地形データと、想定地震の最大加速度を用いて、地震時の斜面崩壊危険度の評価を行なう手法である。

本手法の活用が、地震による斜面崩壊の被害を防止・軽減できることに貢献できれば幸いである。